

## 半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 旧基準木造住宅

次の要件を全て満たすものをいう。

ア 半田市内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法による戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅をいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。以下同じ。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数が2階建て以下のものであること。

#### (2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 半田市が実施する無料耐震診断

イ 財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

#### (3) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 「改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」による判定値

イ 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

#### (4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

#### (5) 段階的耐震改修工事

耐震改修工事で、次に掲げる工事をいう。

ア 一段目耐震改修工事 段階的に2回に分けて行う工事の1回目のもので、一定の耐震性確保のために行うもの

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事の後に行うもので、全体的な耐震性確保のために行うもの

(補助の対象)

第3条 補助金の対象は、次の各号の全てを満たす者が、同一敷地に所有する住宅1戸とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者（現にその建物に居住する者で、所有者の同意を得られるもの又は同等の権利を有するものを含む。）であること。

(2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象工事)

第4条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。

(1) 第2条第2号ア又はイに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、1.0未満の階別方向別上部構造評点を、旧判定値又は判定値（耐震改修工事前）に0.3を加算した数値以上とする工事に限る。

(2) 第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事

(3) 第2条第2号アの判定値が0.4以下又は同号イの得点が40点以下と判断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事

(4) 第2条第2号アの各階の判定値が1.0未満又は同号イの各階の得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事

(5) 補助金の交付を受けて一段目耐震改修工事を行なった後、判定値を1.0以

上とする二段目耐震改修工事

(補助金の額)

第5条 1戸当たりの補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に着手する前に、半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(第2条第2号によるものに限る。)

(2) 耐震補強工事計画書

ア 案内図及び平面図

イ 補強計画図その他補強方法を示す図書

ウ 補強工事後の建物についての診断結果の総合評価(建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)

(3) 耐震補強工事等費用の見積書(別表第1に対応する工事等及びその他工事の部分に分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着工の届出)

第8条 申請者は、対象工事に着手したときは、半田市民間木造住宅耐震改修工事着手届(様式第3)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 着工の状態が確認できる写真

2 前項の書類は、補助金の交付決定があった日から起算して、1月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その旨を半田市民間木造住宅

耐震改修工事着手延期届（様式第4）により、市長に届出するものとする。

（中間確認）

第9条 申請者は、対象工事が中間に達したときは、市長に連絡をするものとする。

2 市長は、前項の連絡を受けたときは、現地確認を行うことができる。

（計画の変更等）

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の事項について変更をしよう

とする場合は、半田市民間木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（様式第5）

に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）改修工事施工箇所及び施工方法（軽微なものは除く。）

（2）補助金の額

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

（1）変更内容を表した書類

（2）計画変更後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）

（3）変更後の耐震改修工事等費用の見積書

（4）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは、半田市民間木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書（様式第6）

により、申請者に通知するものとする。

4 申請者は、耐震改修工事が予定の期間に完了しない場合又は当該工事の遂行が困

難になった場合は、速やかに半田市民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書（様式第7）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第8）

により、申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止）

第11条 申請者は、耐震改修工事を中止しようとする場合は、次条第1項に定める

完了実績報告書を提出するまでに、半田市民間木造住宅耐震改修工事中止届（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第12条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算し

て30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、半田市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第10）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）
- （2）工事着手前、工事施工状況及び工事完了後の写真（工事箇所及び内容が明確に確認できるものに限る。）
- （3）対象工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを示す書類（建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出があったときは、市長はこの内容について検査することができる。

3 前項による検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第11）により申請者に通知するとともに、当該不備事項について改善を求めるものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、不備がないと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付確定通知書（様式第12）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に半田市民間木造住宅耐震改修費補助金請求書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

- （1）第12条第3項の規定による不備事項の改善を行わないとき。
- （2）偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （3）補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反し

たとき。

(4) 第12条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、既に補助金を交付した場合で、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第17条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補 強 工 事 等

分類 内容	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震精密診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤調査</li> </ul>	
耐震改修計画の作成等		<ul style="list-style-type: none"> <li>補強計画</li> <li>工事監理</li> </ul>	
総合判定における必要耐力（ $Q_r$ ）を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤改良工事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根工事</li> <li>木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るためのもの及び床面積を減ずるもの）</li> <li>仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>撤去部分の復旧工事</li> </ul>
総合判定における建物の強さ（ $P$ ）の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造躯体工事</li> <li>基礎工事（土工事を含む。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>撤去部分の復旧工事</li> </ul>
総合判定における劣化度（ $D$ ）の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> <li>木造躯体工事 （劣化部材の取替え）</li> <li>仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>撤去部分の復旧工事</li> </ul>
その他の工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事



別表第 2 (第 5 条関係)

対象工事		対象工事に係る助成額
第 4 条第 1 号 及び第 2 号の 工事	契約の相手方の所在地が市内にあるとき	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の 80% に 9/10 を乗じた額。ただし、130 万円を限度とする。 (2) 改修設計費の 3 分の 2 の額又は耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の 80% に 1/10 を乗じた額のいずれか少ない額。ただし、10 万円を限度とする。 (3) (1) 及び (2) の合計額が、耐震補強工事費、附帯工事費及び改修設計費の合計に満たない場合は、その不足額。ただし、(1)、(2) 及び (3) の合計額は、140 万円を限度とする。 (4) 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
	上記以外	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の 80% に 9/10 を乗じた額。ただし、90 万円を限度とする。 (2) 改修設計費の 3 分の 2 の額又は耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の 80% に 1/10 を乗じた額のいずれか少ない額。ただし、10 万円を限度とする。 (3) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
第 4 条第 3 号 及び第 4 号の 工事	契約の相手方の所在地が市内にあるとき	耐震補強工事費、附帯工事費及び改修設計費の合計額。ただし、100 万円を限度とする。
	上記以外	耐震補強工事費、附帯工事費及び改修設計費の合計額。ただし、60 万円を限度とする。

第4条第5号 の工事	契約の相手方の所在地が市内にあるとき	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の80%に9/10を乗じた額。ただし、30万円を限度とする。 (2) 改修設計費の3分の2の額又は耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の80%に1/10を乗じた額のいずれか少ない額。ただし、10万円を限度とする。 (3) (1) 及び (2) の合計額が、耐震補強工事費、附帯工事費及び改修設計費の合計に満たない場合は、その不足額。ただし、(1)、(2) 及び (3) の合計額は、40万円を限度とする。 (4) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
	上記以外	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の80%に9/10を乗じた額。ただし、30万円を限度とする。 (2) 改修設計費の3分の2の額又は耐震補強工事費及び附帯工事費の合計の80%に1/10を乗じた額のいずれか少ない額。ただし、10万円を限度とする。 (3) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の額	助成額から、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額	